

# 生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称								
所 在 地								
連 絡 先	電話番号			FAX番号				
管 理 者 氏 名								
医療機関コード等								
施設又は実施する事業の種類	事業等開始 (予定)年月日	生保既指定の 年月日	介護保険法の指定を受けている事業等					
			指定等年月日	介護保険事業者番号				
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護								
特定施設入居者生活介護								
福祉用具貸与								
夜間対応型訪問介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特定施設入居者生活介護								
<b>居 宅 介 護 支 援 事 業</b>								
施 設 介 護	介護老人福祉施設							
	介護老人保健施設							
	介護療養型医療施設							
	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護							
介 護 予 防	介護予防訪問介護							
	介護予防訪問入浴介護							
	介護予防訪問看護							
	介護予防訪問リハビリテーション							
	介護予防居宅療養管理指導							
	介護予防通所介護							
	介護予防通所リハビリテーション							
	介護予防短期入所生活介護							
	介護予防短期入所療養介護							
	介護予防特定施設入居者生活介護							
	介護予防福祉用具貸与							
	介護予防認知症対応型通所介護							
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
	介護予防認知症対応型共同生活介護							
具 福祉 販 売 用	特定福祉用具販売							
	特定介護予防福祉用具販売							
<b>介 護 予 防 支 援 事 業</b>								
職 員 配 置 の 状 況		別 紙 に 記 載 の こ と						
利 用 定 員 等								
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額								

(開設者が法人の場合は、主たる事務所所在地・法人名・代表者名・代表者印)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

(印)

## 注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(指定都市等市長)あてに直接又は所在地を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、都道府県(指定都市等)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

## 記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、開設許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。なお、介護老人施設については、「みなし」と記載してください。
- 6 「生保既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。  
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第154号)号附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法の規定に基づき指定等があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第154号)号附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要となる利用料の額を記載してください。なお、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外を区別して記載してください。
- 11 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

実施する事業等の種類	職員配置の状況				利 用 定 員 等	サービス費用基準額以外 に必要な利用料の額
	職種	常勤 専従	非常勤 兼務	常勤 専従		
訪問介護	訪問介護員等				—	
訪問入浴介護	看護職員				—	
訪問看護	介護職員				—	
訪問リハビリテーション	看護職員				—	
居宅療養管理指導	理学・作業療法士				—	
居宅介護	理学・作業療法士				—	
通所介護	医師					
	歯科医師					
	薬剤師					
	歯科衛生士					
	管理栄養士					
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	機能訓練指導員					
	医師					
	理学・作業療法士					
	看護職員					
	介護職員					
	支援相談員					
	医師					
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	栄養士					
	機能訓練指導員					
	その他					
	医師					
	薬剤師					
	看護職員					
	介護職員					
	支援相談員					
	作業療法士					
	理学療法士					
	栄養士					
	精神保健福祉士等					
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	機能訓練指導員					
	計画作成担当者					
	福祉用具貸与				—	
	夜間対応型訪問介護				—	
	認知症対応型通所介護					
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	機能訓練指導員					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
居 宅 介 護 支 援 事 業	介護從業者				—	
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	機能訓練指導員					
	計画作成担当者					
	介護支援専門員				—	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護					
	介護老人福祉施設					
	医師					
	薬剤師					
	看護職員					
	介護職員					
	理学療法士					
	作業療法士					
	栄養士					
	支援相談員					
	介護支援専門員等					
	医師					
	薬剤師					
	看護職員					
	介護職員					
	理学療法士					
	作業療法士					
	栄養士					
	支援相談員					
	介護支援専門員等					

実施する事業等の種類	職員配置の状況 職種					利 用 定 員 等	サービス費用基準額以外 に必要な利用料の額
		常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務		
介護予防訪問介護	訪問介護員等					—	
介護予防訪問入浴介護	看護職員					—	
介護予防訪問看護	介護職員					—	
介護予防訪問リハビリテーション	看護職員					—	
	理学・作業療法士					—	
介護予防訪問リハビリテーション	理学・作業療法士					—	
	医師						
	歯科医師						
	薬剤師						
介護予防居宅療養管理指導	歯科衛生士						
	管理栄養士						
	生活相談員						
介護予防通所介護	看護職員						
	介護職員						
	機能訓練指導員						
	医師						
	理学・作業療法士						
介護予防通所リハビリテーション	看護職員						
	介護職員						
	支援相談員						
	医師						
	生活相談員						
介護予防短期入所生活介護	看護職員						
	介護職員						
	栄養士						
	機能訓練指導員						
	その他						
	医師						
	薬剤師						
	看護職員						
介護予防短期入所療養介護	介護職員						
	支援相談員						
	作業療法士						
	理学療法士						
	栄養士						
	精神保健福祉士等						
	生活相談員						
介護予防特定施設入居者生活介護	看護職員						
	介護職員						
	機能訓練指導員						
	計画作成担当者						
介護予防福祉用具貸与	専門相談員					—	
	生活相談員						
介護予防認知症対応型通所介護	看護職員						
	介護職員						
	機能訓練指導員						
介護予防小規模多機能型居宅介護							
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者						
特 定 福祉 用 具 販 売							
特 定 介護 予 防 福祉 用 具 販 売							
地 域 包 括 支 援 セン ター							